

プレスリリース

障害のある当事者への負担増は認められない

障害福祉サービス等報酬改定における食事提供体制加算を廃止しないでください

さる11月27日に厚生労働省にて行なわれた第15回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにて、食事提供体制加算の打ち切りが提案されました。同検討チームが今年7月に行なった関係団体のヒアリングにおいて、ほとんどの団体が経過措置の継続を主張していたにもかかわらず、これを踏まえることなく、当事者の生活実態や声を無視した提案です。

このまま当事者不在の議論にゆだねていては、2014年に批准した障害者権利条約の履行にも大きな妨げとなるとともに、2011年に国と障害者自立支援法違憲訴訟団が交わした基本合意に大きく反することになります。

報道関係のみならずにおいては、今般の議論の経過や障害のある当事者、事業者の声に耳を傾けていただき、本件を広く市民に周知いただくよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

○廃止を認められない理由（資料1参照）

施設における食事提供は、健康管理や就労支援、生活支援などの目的で行なわれています。すでに、3年前の食事提供体制加算の切り下げにより、多くの障害のある当事者は、少ない所得から毎食200円から300円の負担を行なっています。今般の食事提供体制加算の廃止が実行されれば、多くの障害のある当事者が給食費を負担できなくなり、通所を断念することになりかねません。

利用者への負担増を回避するためには事業所が負担するしかありませんが、その金額は余りに大きく、事業所の運営に決定的なダメージを与えることが危惧されます。

○人材確保への大きな影響が（資料2参照）

きょうされんでは、関係団体の協力を得て「2018年度報酬改定に向けた緊急実態調査」を実施しました。詳細な調査結果は後日発表しますが、「2016年度の初任給」平均額についての速報値を発表します。

依然として、障害福祉サービスに従事する職員の給与は全産業平均に比べて低位に放置されたままです。当会の調査による初任給の状況は別紙資料のとおりで、全産業平均との格差は明らかです。

この上、食事提供体制加算の廃止により大幅な減収を余儀なくされた場合、仮に処遇改善加算が維持されたとしても、事業所の実収入の減額は明白で、人材の確保は困難になる一方です。

○廃止の提案を受けた当事者の反応

障害当事者「今でも少ない収入なのに、毎月6000円も負担が増えるなら、通えなくなる」

障害当事者「同居してる高齢の親に負担してもらうことになります。もう80歳近いのに」

事業者「現時点でも400万円、法人が負担してます。これ以上、法人負担は増やせない…」

事業者「法人全体では1100万円の減収です。利用者負担増を迫るわけにもいかず手詰まりです」

■問い合わせ先

団体名：きょうされん（理事長：西村直） 担当者：赤松、多田

電話：03-5385-2223 メール：zenkoku@kyosaren.or.jp HP：http://www.kyosaren.or.jp/